

戸塚区役所跡地における事業者公募に向けて 民間事業者の皆さまとの「対話」を実施します

～公民連携による課題解決型公募手法の実施～

本市では、平成 25 年 3 月に新庁舎への移転により用途廃止施設となった戸塚区役所跡地（戸塚区戸塚町）を効果的に活用することにより、地域課題の解決を図ることを目的とした事業者公募を今後予定しています。（次ページ参照）

事業者公募に先立ち、民間事業者の皆さまにも地域課題の解決につながる提案をしていただきながら、公募に向けた条件整理を行うため、本市で検討している導入予定施設等について、民間事業者の皆さまとの対話を実施しますので、御参加ください。

なお、この対話を通じて、民間事業者の皆さまと本市とのコミュニケーションが図られ、民間活力を生かした地域活性化が具体化していくことが期待されます。

＜課題解決型公募手法の流れ＞



※事業者公募は、平成 26 年度の実施を予定しています。

● 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

＜日時・場所＞

平成 25 年 8 月 5 日（月）～ 9 日（金）で 30 分～ 1 時間程度…申込み後、個別に調整
市役所内又は市庁舎周辺の会議室（関内近辺）

＜対象者＞

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ（これらに準ずる団体を含む）

＜対話の内容及び実施方法＞

次ページ以降参照

● 対話参加の申込み（事前申込制）

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付のうえ、期間内に下記申込先へ御提出ください。なお、件名は【対話参加申込】としてください。

＜申込先＞

横浜市財政局資産経営課 E-mail : za-shisan@city.yokohama.jp

＜申込期間＞

平成 25 年 7 月 16 日（火）～ 8 月 2 日（金）午後 5 時

● 説明会の開催（事前申込制）

当該事業用地の概要及び対話の実施方法について、事前の説明会を開催します。参加を希望される方は、期日までに上記申込先へEメールにて御連絡ください。なお、件名は【説明会参加申込】としてください。あわせて参加人数も御連絡ください。

＜日時・場所＞

平成 25 年 7 月 16 日（火）午前 10 時～午前 11 時 30 分

関内中央ビル 5 階大会議室（横浜市中区真砂町 2 丁目 22 番）

＜申込期日＞

平成 25 年 7 月 12 日（金）午後 5 時まで

1 事業用地の概要 及び 公募要項における基本事項（対話時点案）

（1）事業用地の概要

所在及び交通	戸塚区戸塚町157番3ほか6筆 JR・市営地下鉄戸塚駅から徒歩10分
土地面積	3,305.09㎡【公簿面積】（再測量実施予定）
都市計画による制限	用途地域：第1種住居地域、建ぺい率／容積率：60％／200％ 高度地区：第4種高度地区、防火・準防火地域：準防火地域
既存施設	解体予定（土壌汚染調査実施予定）
図面	位置図・案内図（資料）

※ 都市計画による制限内容、建築基準法道路種別等は、「i-マップ」で確認してください。
<URL> <http://www.city.yokohama.lg.jp/>

（2）地域課題について

地域課題：戸塚区役所の移転に伴い、跡地を有効に活用して、地域の賑わいや少子高齢化への対応を図っていくことが必要となっています。

本市の取組：民間活力を生かした地域活性化を目指し、戸塚区役所跡地の公募売却に取り組んでいます。

（3）公募条件（素案）

医療施設又は高齢者向け住宅を主たる利用用途とする提案を募集します。なお、提案にあたっては、**地域交流施設（子育て支援機能など）及びオープンスペース**を盛り込むことを条件とします。

（4）事業方式

土地売却方式

（5）公募にあたっての応募資格

事業の実施に必要な免許、知識、経験・実績、資力、信用及び技術力を有していることのほか、その他の条件を公募要項に記載します。

2 対話内容（当日の対話において、お聞きしたいと考えている事項です。）

事業者公募における条件については、上記<公募要項における基本事項>の内容を想定しています。
対話では、主に以下の項目について意見をお聞かせください。

ア 地域課題の解決

地域課題（戸塚区役所の移転に伴い、跡地を有効に活用して、地域の賑わいや少子高齢化への対応を図ることが必要）の解決に向けて、提案できる内容・事業コンセプト

イ 施設整備等

（ア）医療施設又は高齢者向け住宅の市場動向

①設置の可能性 ②想定規模 ③施設の内容

（イ）地域交流施設の設置

①設置の可能性 ②設置可能面積 ③設置・管理・運営の方法（直営・誘致）

（ウ）オープンスペースの設置

①設置の可能性 ②設置可能面積 ③管理・運営の方法

（エ）（ア）～（ウ）に加えて設置を想定する施設

①種類 ②想定規模

（オ）想定事業費

①土地費 ②建築費 ③その他費用

（カ）市街地環境設計制度等の検討

市街地環境設計制度等による規制緩和適用の検討について（適用を検討している場合は、基本的な考え方・概要）

ウ その他公募の参考となる事項について

（例：隣接する小学校等への配慮、当該事業用地の市場性等）

3 留意事項（必ず御覧の上、御参加ください。）

（1）参加の扱い

- ・ 対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

（2）対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・ 対話への参加に要する費用は、参加された民間事業者の負担とします。
- ・ 説明資料の提出は求めません。ただし、必要だと考える場合は、御持参して結構です。

（3）追加対話への協力

- ・ 必要に応じて追加対話（文書照会含む）を行うことがあります。御協力をお願いします。

（4）実施結果の公表

- ・ 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・ 公表にあたっては、予め参加された民間事業者に内容の確認を行います。
- ・ 参加された民間事業者の名称は、公表しません。

（5）参加除外条件

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

4 対話実施の担当課（当日は、次の課により対話をさせていただきます。）

横浜市 財政局 資産経営課

5 参加申込み・その他連絡先

課 ・ 担 当	横浜市 財政局 資産経営課
所 在	〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
電 話 番 号	045 (671) 2269
E - m a i l	za-shisan@city.yokohama.jp

【参考】

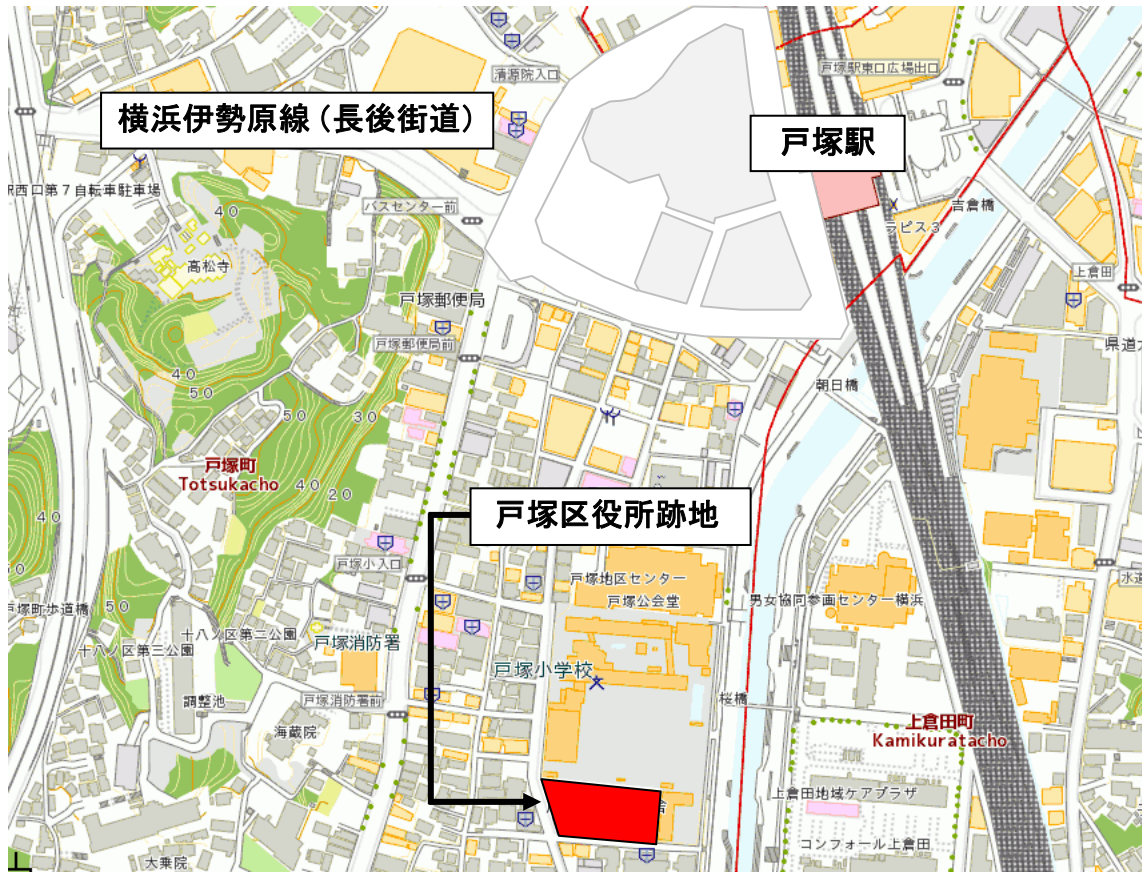
本市では現在、戸塚区内において、戸塚区役所跡地以外にも、戸塚駅西口第3地区に位置する市有地（以下「第3地区市有地」という。）の活用について「公民連携による課題解決型公募手法」による取組を進めています。

第3地区市有地においても民間事業者の皆さまとの対話を実施しますので、詳細については、次に掲げる問い合わせ先又はホームページを御参照ください。

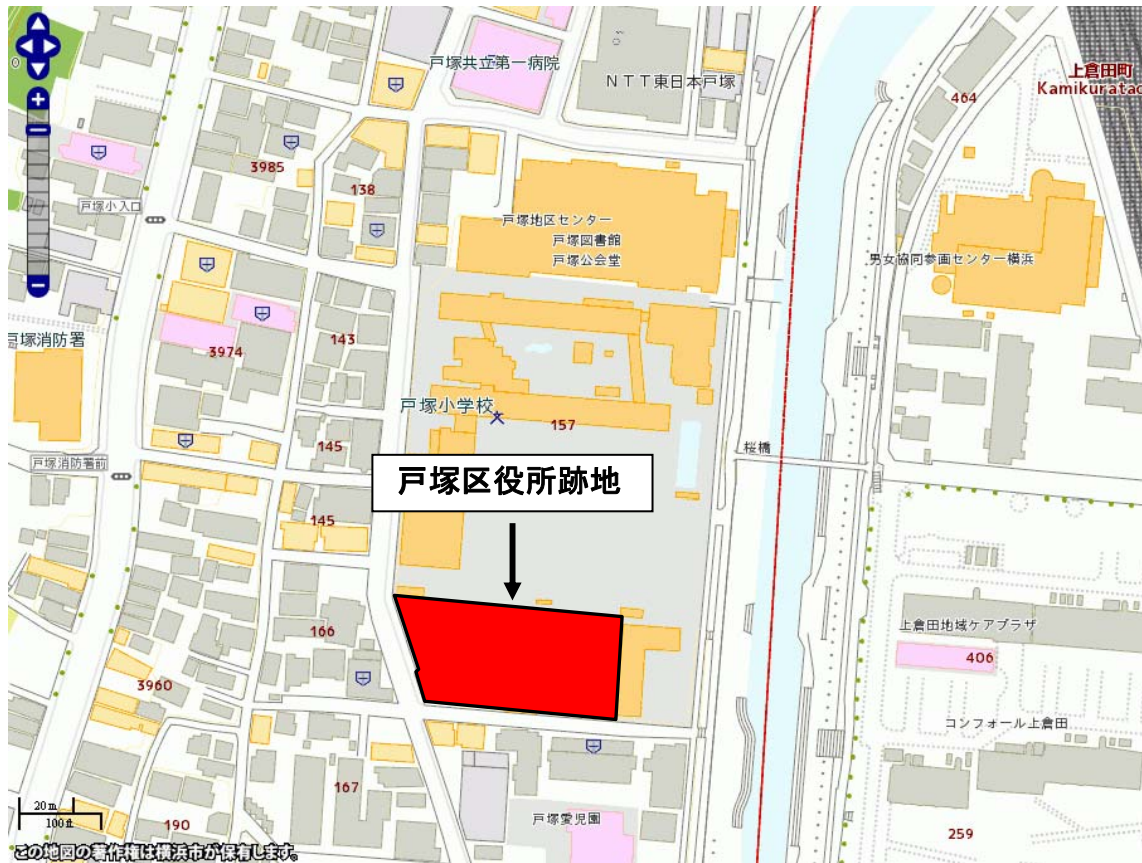
- 第3地区市有地 問合せ先：横浜市 都市整備局 市街地整備推進課 電話番号 045 (671) 3799

[URL](http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/seibisuishin/totsukadaisan/) <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/seibisuishin/totsukadaisan/>

<位置図>



<案内図>



縮尺等は概要です。